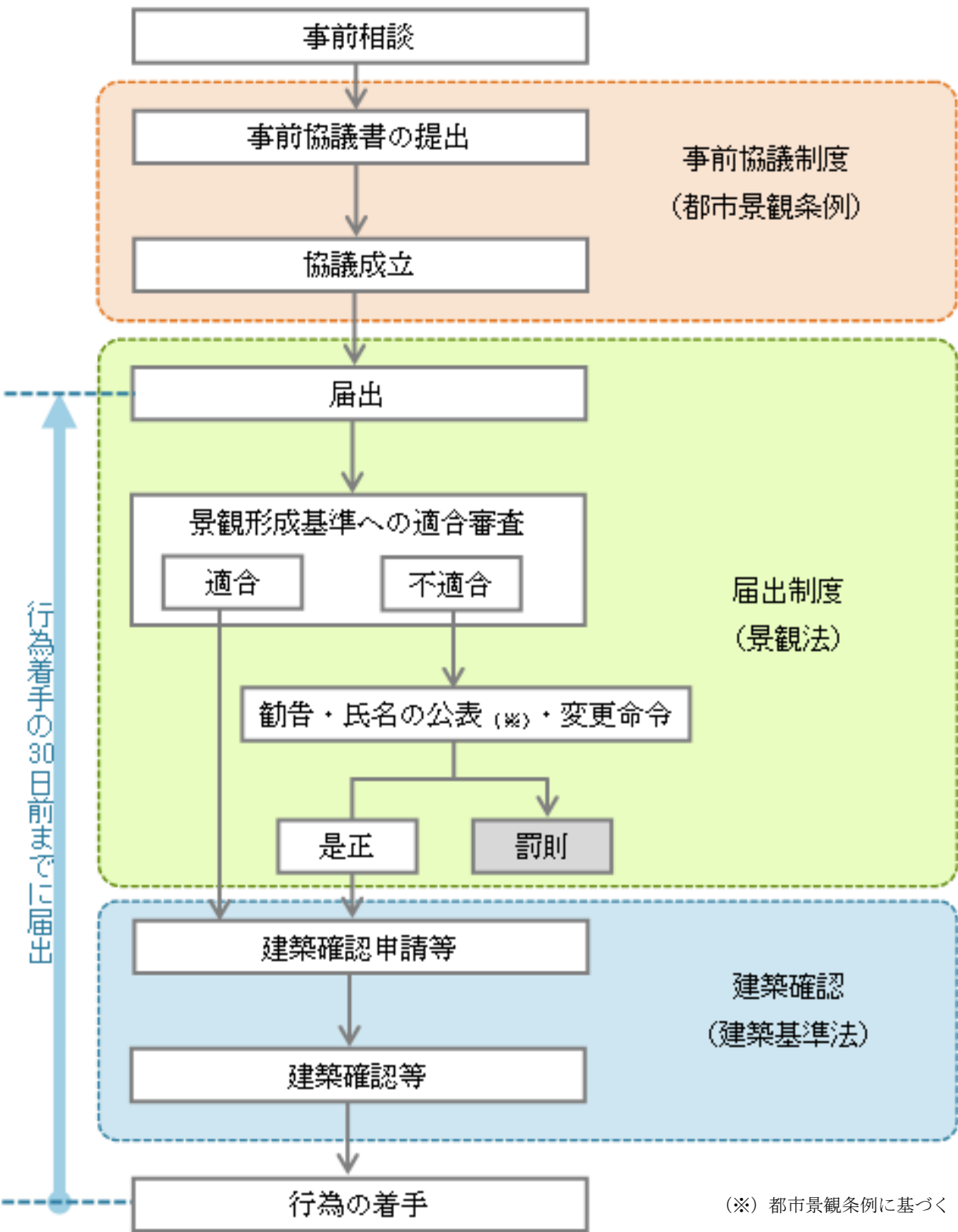


景観計画に基づく届出の流れ



景観計画に基づく届出制度

- 景観計画区域内において一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、あらかじめ、景観法及び都市景観条例に基づき、市長に対して届出を行う必要がある。
- 届出の前段階で、届出に係る建築物及び工作物の景観形成基準や周辺への配慮事項について、都市景観条例に基づき事前協議を行う。
- 届出内容が景観形成基準に適合しない場合は、勧告や氏名の公表、変更命令を行う場合がある。

届出対象行為

- 下表に示す規模の建築物の建築や工作物の建設、外観の変更等の際には、届出を行い、景観形成方針や景観形成基準に適合する必要がある。

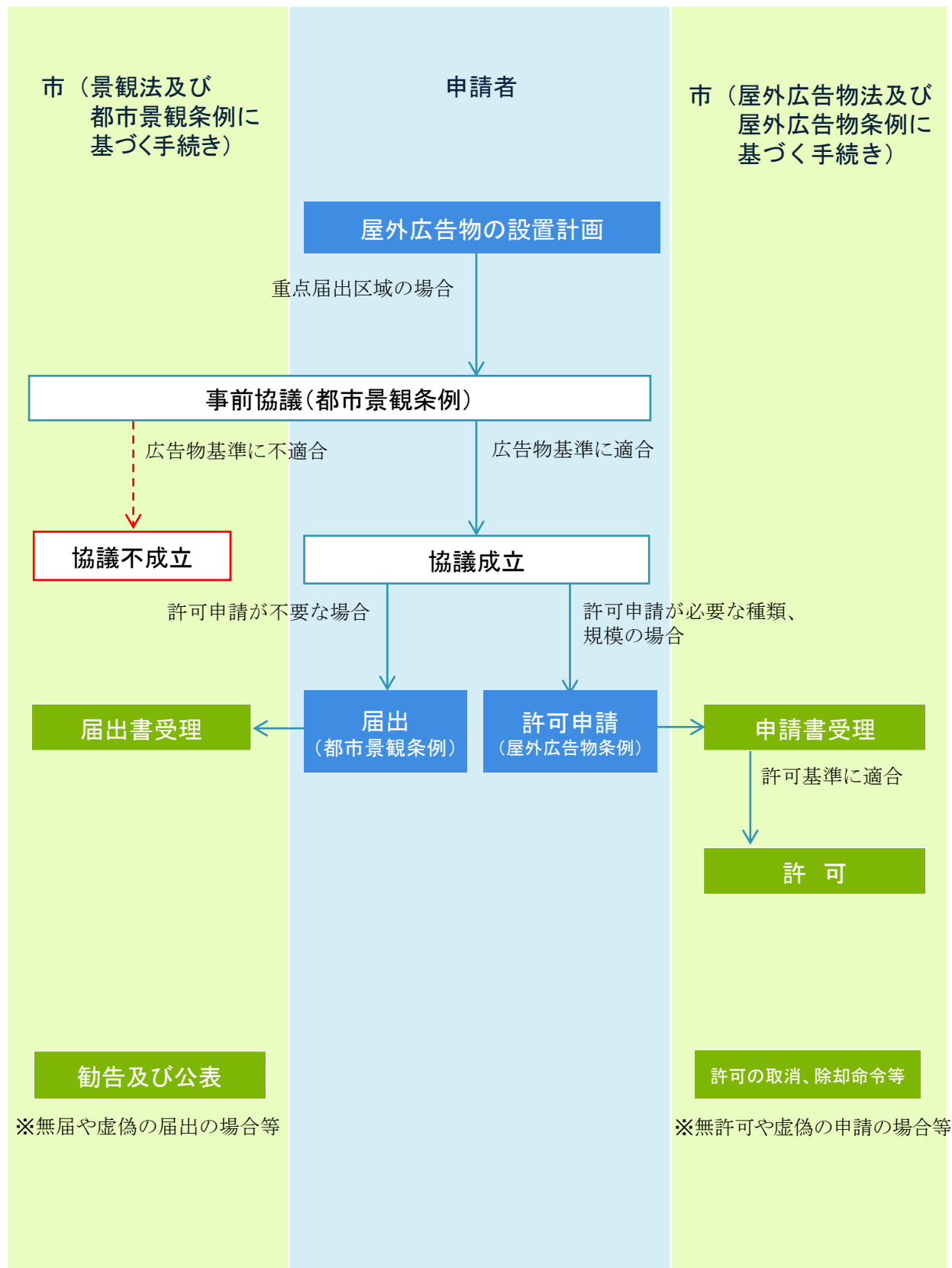
区域	建築物	工作物 1 (大規模)	工作物 2	工作物 3
基本	敷地面積 2,000 m ² 以上かつ高さ 10m 以上 延べ面積が 5,000 m ² 以上かつ地上 6 階以上	大規模な高架道路・鉄道 その他土木構造物	川幅 100m 以上の河川の護岸 橋長 100m 以上の橋梁	高さ 20m を超える煙突、電波塔等 建築物に設置する煙突、電波塔等で、その高さが 10m を超え、建築物との高さの合計が 20m を超えるもの
重点	全て		川幅 50m 以上の河川の護岸 橋梁 (全て)	コースター、観覧車 その他遊楽施設

景観形成基準

- 届出の際は、下表に示す項目に対応した基準を満たす必要がある。

建築物													工作物			
配置	1階部の形態	高さ	間口幅及び建築面積	外壁	バルコニー等	材料	色彩	屋外階段	建築設備	付属施設	植栽	塀・柵	夜間景観	配置等	外観	夜間景観

許可申請・届出の流れ



許可申請・届出制度

- 重点届出区域内においては、屋外広告物条例に基づく許可申請及び都市景観条例に基づく届出の前の段階で、屋外広告物の意匠、設置位置、及び大きさ等に関する事前協議を行う。
- 申請又は届出内容が広告物基準に適合しない場合は、勧告及び公表等の対象となる。

事前協議等の対象となる行為、範囲及び種類

【都市景観条例に基づく事前協議】

- 重点届出区域内での新設又は変更(意匠のみの変更を含む。)

【屋外広告物条例に基づく許可申請(新規及び変更)】

- 屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の規定によるもの

【都市景観条例に基づく届出】

- 重点届出区域内での新設又は変更(意匠のみの変更を含む。)のうち、**屋外広告物条例に基づく許可申請(新規及び変更)以外のもの**

重点届出区域の各地区の対象範囲

【御堂筋地区・堺筋地区・四つ橋筋地区・なにわ筋地区・国道2号地区】

- 当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象。(ただし、当該街路から視認できないものを除く)

【土佐堀通地区】

- 当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象。(ただし、当該街路の南側敷地内の、当該街路から視認できないものを除く)

【中之島地区】

- 当該地区内の敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象。